

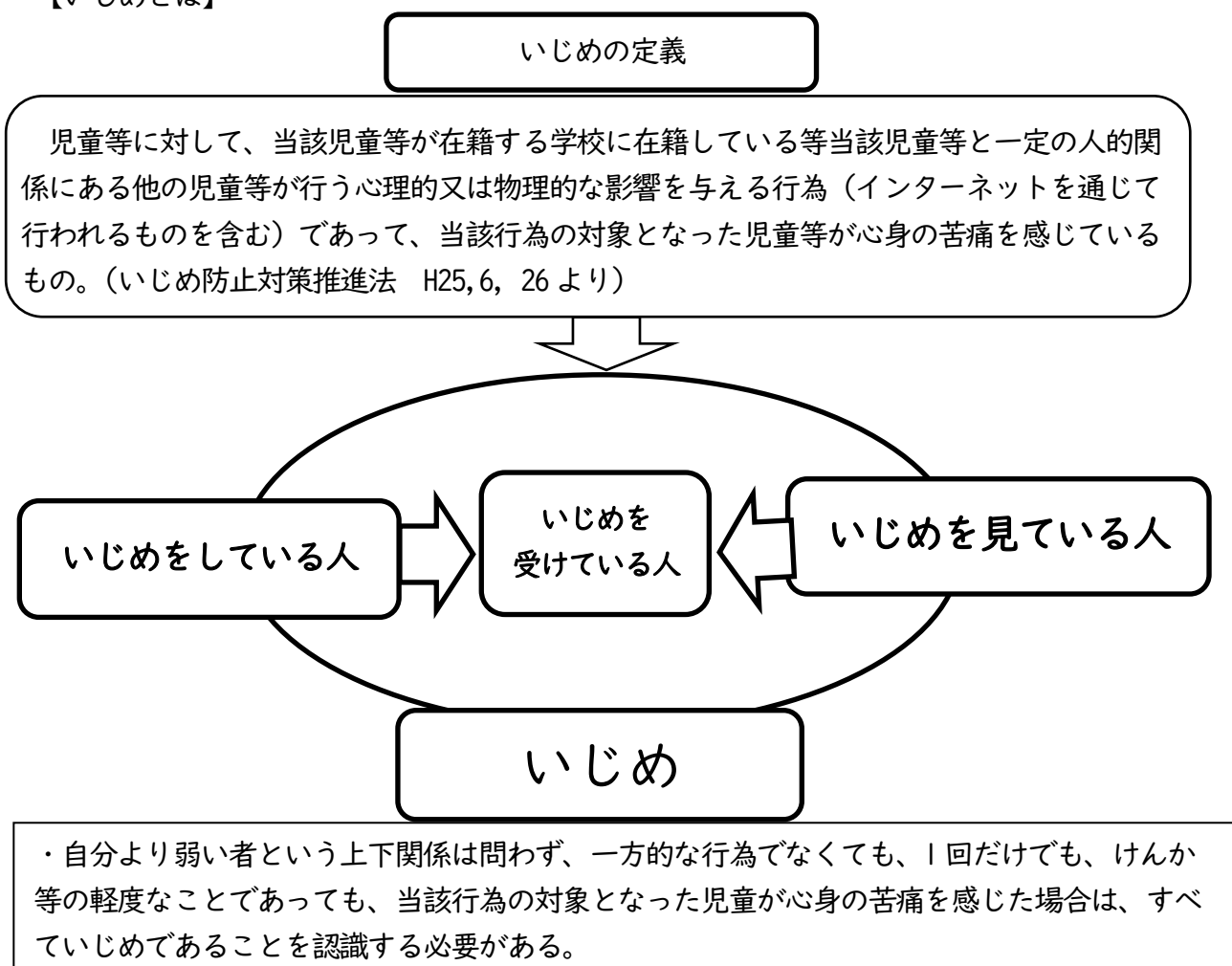
## いじめ防止基本方針

### はじめに

本校では、「いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。」という認識のもと、改めていじめ問題を直視し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応していくために「いじめを許さない風土づくり」を、早急に確立して行かなければならないと考える。

そこで、本校では、教職員・保護者・地域が一体となっていじめの問題に取り組むよう「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定する。

### 【いじめとは】



### いじめの例

**暴力を伴うもの** ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。○ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする等。

**暴力を伴わないもの** ○冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。○仲間はずれ、集団により無視をされる。○金品をたかられる。○金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

## いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### 【学校におけるいじめ防止等の対策のための組織】

- ① 基本方針の策定及び見直し  
全職員、PTA三役、本渡東小中学校と地域を結ぶ会、児童代表、他
  - ② 東っ子会議（生徒指導推進会）  
校長、教頭（情報集約担当者）、生徒指導担当、養護教諭、該当学年担任
- ア 日常的業務については生徒指導担当が主査となり、協議を行う。
- イ いじめの疑いに係る情報があった場合は、関係する担任を加えて緊急会議を開く。
- ウ 重大事態が発生した場合は、本委員会を調査組織に位置づける。
- ※イ及びウについては、必要に応じて以下の外部機関の協力を依頼する。
- ・PTA三役、学校評議員、本渡東小中学校と地域を結ぶ会
  - ・民生児童委員、市福祉課、学校医
  - ・天草市教育委員会、天草教育事務所（SC、SSW）

【いじめへの対応】

① 未然防止対策

変あれば兆しあり、兆しあれば備えよ

教職員の意識の向上

- ・実態の把握とよりよい学級経営
- ・ソーシャルスキルトレーニング
- ・成就感や充実感のある授業実践(わかる・できる・使える授業作り)
- ・道徳教育の充実(自己肯定感、人権尊重、思いやりの心、規範意識等)
- ・体験活動の充実(異年齢・地域等)
- ・教育相談の充実
- ・いじめ防止月間の充実(児童会活動との連携)
- ・人権教育の計画的な取組
- ・いじめに関するアンケートの実施と結果に対する共通理解・共通実践
- ・いじめなどに関する校内研修の充実
- ・児童理解の充実
- ・学校間の連携(保小中連携)
- ・インターネット等を使ったいじめへの対応
- ・その他

保護者地域の啓発

- ・学校便り・学級便り等による啓発
- ・家庭内でのチェックと連絡帳等による連携
- ・地域からの情報収集
- ・PTA 研修、校長講話
- ・授業参観

関係機関との連携

- ・PTA との連携
- ・本渡東小中学校と地域を結ぶ会との連携
- ・民生児童委員との連携
- ・市教委との連携
- ・児童福祉課との連携
- ・警察との連携
- ・その他専門機関との連携

それでもいじめはあると思います

② いじめの早期発見と対応

ピンチはチャンス！膝を曲げると高く飛べる！

早期発見

日常の観察、心の健康観察、心のアンケート、教育相談、  
日記や連絡帳、愛の123+1運動

\*いじめられている児童から  
発覚した場合  
(いじめを受けたと児童が  
主張した場合)

訴えてきた児童の主張をまず受け止める。  
(教師の主観を入れず児童の気持ちを尊重する)

情報集約担当者

早期対応

いじめの疑い？

\*第3者から発覚した場合  
すぐにいじめの当事者に確認する  
ことをさけ客観的な情報収集に努める。  
(クラスで気になることなどのアンケート)

情報の共有

担任及び関係職員で事実の確認  
被害者からの確認  
加害者からの確認(慎重に)  
(できる限り素早い対応)

情報・事実の  
正確な把握と伝達

いじめ不登校対策委員会  
重大事態か(別途対応)

職員会議…いじめの事実、その背景にあるものを全職員での共通理解、対応の検討

- 該当児童(加害・被害)→ 担任一人に任せず、全職員で対応する
- 保護者・地域への対応→校長、教頭

担任

役割分担

他の職員

保護者  
正確な事実の伝達  
心情理解  
親身な聞き取り

いじめられた児童

- ・心の支えになってやることを第一に考える。
- ・児童の成長を促す指導を心がける。  
(児童の自信を育てる。)

共感→援助

傍観者  
他の児童

- ・事実の投げかけ
- ・傍観することはいじめに加わっていることと同じであることの指導

いじめた児童

- ・事実の確認
- ・いじめた側の言い分にもしっかり耳を傾ける。
- ・いじめは、どんな場合でも許されないことを考えさせる。

理解→指導

保護者

正確な事実の伝達  
心情理解  
親身な聞き取り

理解 → 指導・支援

学級・学校全体の問題点として考える。  
(継続した指導を行う)

必要ならば、臨時に保護者会を開き、学校の取組に対して理解と協力を依頼する。(校長判断)

### ③ 重大事態への対応

#### 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）



#### 重大事態への対応

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【いじめ防止に関する年間計画】

| 月        | 教職員の取組  | 児童の取組                                 | 評価改善   |
|----------|---|---------------------------------------|--|
| 4月       | ○人権教育基本方針<br>提案<br>○授業参観<br>○内科検診<br>○校内研修      | ○あいさつ運動<br>○心の健康観察                    |  |
| 5月       | ○児童理解   | ○あいさつ運動<br>○心の健康観察<br>○運動会に向けての取り組み   |  |
| 6月       | ○人権週間<br>○校内研修<br>○児童理解                         | ○あいさつ運動<br>○人権集会<br>○教育相談<br>○心のアンケート |  |
| 7月       | ○授業参観<br>○1学期人権関係の<br>取組反省と2学期<br>への志向<br>○児童理解 | ○あいさつ運動<br>○心の健康観察                    | ○職員評価<br>○保護者評価<br>○児童評価<br>○外部評価(評議員、本<br>渡東小中学校と地域を<br>結ぶ会等) |
| 8・<br>9月 | ○職員研修<br><br>○児童理解                              | ○あいさつ運動<br>○心の健康観察                    | ○評価に基づいた改善の<br>提案と共通理解と共通<br>実践                                |
| 10月      | ○児童理解<br><br>○校内研修                              | ○あいさつ運動<br>○心の健康観察                    |  |
| 11月      | ○児童理解   | ○あいさつ運動<br>○心のアンケート<br>○教育相談          |  |
| 12月      | ○人権週間<br>○児童理解                                  | ○あいさつ運動<br>○心の健康観察<br>○人権集会           | ○職員評価○児童評価<br>○保護者評価○外部評価<br>(評議員、本渡東小中<br>学校と地域を結ぶ会<br>等)     |
| 1月       | ○児童理解   | ○あいさつ運動<br>○心の健康観察                    | ○評価に基づいた改善の<br>共通理解・共通実践                                       |
| 2月       | ○児童理解<br>○人権週間<br>○校内研修                         | ○あいさつ運動<br>○アンケート<br>○教育相談<br>○人権集会   | ○職員評価○児童評価<br>○保護者評価○外部評価                                      |
| 3月       | ○児童理解   | ○あいさつ運動<br>○心の健康観察                    | ○評価に基づいた次年度の<br>志向の提案と共通理解                                     |

\*支援委員会：必要に応じて開催する。